



子宮頸がん予防接種の積極的勧奨を再開及び キャッチアップ接種を実施

子宮頸がん予防接種の積極的勧奨を再開するとともに、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種を実施します。

■ 事業名

- ① 予防接種事業
- ② 避難者支援予防接種事業

■ 目的

HPVワクチンについては、令和3年11月26日に子宮頸がん予防接種の積極的勧奨の差控えを終了することとなったため、接種勧奨を再開するものです。さらに、HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う（以下「キャッチアップ接種」という。）ものです。

■ 経緯

平成21年12月	【国】HPVワクチン承認
平成23年1月	【市】任意予防接種として接種開始（費用全額助成）
平成25年4月	【国・市】予防接種法に基づく定期接種としてワクチン接種開始
平成25年6月	【国】副反応が多数報告により積極的勧奨を控えるよう勧告 【市】国からの勧告を受けて積極的勧奨と個別通知を中止
令和2年10月	【国】対象者への個別周知（積極的勧奨とならないよう）の通知 【市】国からの通知により個別通知実施（中3年・高1年対象）
令和3年11月	【国】積極的勧奨の差控えを終了

■ 補正予算の概要

接種人数の見込み（対象年齢の人数に接種率60%を乗じたもの）

接種区分（対象年齢）	① 予防接種事業	② 避難者支援予防接種事業
定期接種（平成18年度～平成21年度生まれ） 中学1年生～高校1年生の年代	1,120人	11人
キャッチアップ接種（平成9年度～平成17年度生まれ） 高校2年生～令和5年3月末までに25歳になる年代	2,270人	12人
計	3,390人	23人

■ 補正予算額 ① 159,048千円

② 1,080千円